

北栄町防災マップ更新委託業務  
公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月

北栄町

## **1. 目的**

本業務は、本町における土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域などの危険区域を記した既存の「北栄町防災マップ」について、鳥取県が策定した中小河川浸水想定区域図に基づき、国や県の動向及び最新の知見を踏まえ、内容及び構成を全面的に刷新し、再構築することを目的とする。また、昨今、大規模災害が全国各地で発生していることから、町民の危機意識の向上を図り、平時から活用しやすく、実行性に優れたマップを作成することで、町と町民が一体となった防災力の向上を目的とする。

## **2. 業務概要**

(1) 業務名

北栄町防災マップ更新委託業務

(2) 業務内容

別紙「北栄町防災マップ更新委託業務仕様書」のとおり

(3) 業務場所

鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

(4) 業務期間

契約締結日から令和9年3月1日（月）まで

(5) 業務委託料の上限額

13,090,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## **3. 選定方法**

本業務は、価格のみによる競争ではなく、これまでの実績や企画提案など総合的に評価することが適当と判断することから、公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）を採用し、最適な候補者を選定する。

## **4. 担当部署**

北栄町総務課 情報防災室

所在地：〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

電話：0858-37-5862 メール：bousai-soumu@e-hokuei.net

## **5. 参加資格要件**

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 北栄町に競争入札参加資格審査申請書（指名願）を提出し、令和8年7月24日（金）までに受理された者で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない事業者であること。

**【提出先】**

郵送の場合：〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423-1  
北栄町大栄農村環境改善センター 1 F 庶務業務事務センター

持参の場合：〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423-1  
北栄町大栄農村環境改善センター（北栄町役場大栄庁舎西隣）  
1 F 庶務業務事務センター

**【問い合わせ】**

庶務業務事務センター 電話：0858-37-3111

※様式、提出方法等については北栄町ホームページを参照のこと

- (2) 一次審査書類の提出時において北栄町から競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団でないこと。

**6. スケジュール**

項目	期日
公募の開始	令和8年7月10日（金）
質問の受付	令和8年7月10日（金）から 令和8年7月17日（金）正午まで
質問に対する回答	令和8年7月22日（水）まで
一次審査書類提出期限	令和8年7月29日（水）正午まで
一次審査結果通知	令和8年7月31日（金）
二次審査書類提出期限	令和8年8月12日（水）正午まで
二次審査 （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年8月20日（木）【予定】
二次審査結果通知	令和8年8月21日（金）【予定】
契約締結	令和8年8月25日（火）【予定】

**7. 本要項及び仕様書に関する質問の受付及び回答**

(1) 受付方法

「該当箇所」「質問内容」をメール本文に直接記入し、「**4. 担当部署**」へ提出すること。

※件名を「【質問】防災マップ更新プロポーザル」とすること

※メール送信後は、必ず担当部署へ電話で連絡すること

(2) 受付期間

令和8年7月10日（金）から令和8年7月17日（金）正午まで

(3) 回答方法

令和8年7月22日（水）までに質問回答書としてとりまとめ、町ホームページ上に掲載する。なお、回答にあたり質問をした者の社名又は名称等は明らかにしない。また、質問内容に事業者が特定されるものがある場合は、回答から除外することがある。

## 8. 必要書類

(1) 提出書類及び提出期限等

本プロポーザルへ参加する者は、下記の書類等を期限までに提出すること。

一次審査		
提出書類	①参加表明書（様式第1号）	1部
	②過去の類似実績一覧表（様式任意） 全体でA4版1枚以内とし、縦横は任意とする。	1部
	③類似実績の成果品	3件
	④業務実施体制表（様式第3号）	1部
	⑤業務実施スケジュール表（様式任意） 全体でA4版1枚以内とし、縦横は任意とする。	1部
提出期限	令和8年7月29日（水）正午まで	
二次審査		
提出書類	⑥企画提案書（別記仕様のとおり）	1部
	⑦見積書（様式任意） ランニングコストがかかる場合は明記すること。	1部
提出期限	令和8年8月12日（水）正午まで	

(2) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により「**4. 担当部署**」へ提出すること。持参の場合は、土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで（最終日は正午まで）に提出すること。また、郵送の場合は配達証明付き書留郵便とし、提出期限内に必着のこと。

(3) 提出部数

原本1部とする。別途提出書類の写し（PDFファイル形式）をメールで提出すること。

(4) 二次審査提出書類について

企画提案書

ア) 提案書は、別紙「北栄町防災マップ更新委託業務仕様書」に従い作成すること。

イ) A4判横書きを基準とし、表紙及び目次を除きフォントサイズ10.5pt以上、上限40ページ以内（両面は2ページと換算）で作成し、ページ番号を付して提出すること。必要に応じてA3判資料の挿入を認める。

上限枚数に満たない場合であっても減点にはならない。

ウ) 提案内容が理解しやすいよう簡潔かつわかりやすい表現で記述すること。

エ) 別紙仕様書をもとに仕様書添付の契約書を作成するが、本町の判断で最優秀提案者の内容を盛り込むことがあるので、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。

## 9. 説明会の有無

本プロポーザルに係る説明会は行わない。町が質問に回答することで必要な説明を行うものとする。

## 10. 選考方法

採点方法等については別紙「北栄町防災マップ更新委託業務評価要領」のとおりとする。

(1) 一次審査（書類審査）

担当部署による書類審査を行う。応募者が3者以下の場合は、参加資格等の確認により、不備等がなければ一次審査通過とする。なお、応募者が4者以上の場合は、提出された書類を「北栄町防災マップ更新委託業務評価要領」の評価項目（「業務遂行能力・技術力」）において書類審査を行い、得点の高い上位3者程度を一次審査通過者として選定する。なお、審査結果については、各事業者あてにメールにて通知を行う。

(2) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

① 一次審査通過者は、企画提案書等を提出し、審査会においてプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとするが、詳細については、一次審査通過者にメールにて通知する。審査の結果、一次審査と二次審査の合計得点の高い者から順に優先候補者、次点候補者を決定する。得点が同点の場合は抽選により決定する。

② 二次審査の参加者が1者のみとなった場合でも面接審査を行い、適正な者と判断した場合に契約を行う。

③ 審査会の構成は、以下を予定している。（敬称略）

氏名	役職等
岡本 圭司	北栄町副町長
小澤 靖	北栄町総務課長
清水 直樹	北栄町産業振興課長
中原 浩二	北栄町地域整備課長
川口 美記也	北栄町消防団長

- ④ 選定結果については、町のホームページに公表するとともに各事業者あてにメールにて通知を行う。

## **11. 契約手続**

仕様書及び北栄町財務規則に基づき優先候補者と協議を行い、契約を締結するものとする。ただし、優先候補者が「**5. 参加資格要件**」を満たさないと判明したとき、又はその他の理由により契約の締結が出来ない場合は、次点候補者と契約の協議を行うものとする。

## **12. 失格となる提案者**

- (1) 資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が委託料上限額を超えている場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 審査に対し不当な要求を申し入れた場合
- (7) 審査委員に個別に接触した場合
- (8) 他者の提案図書を盗用した疑いがある場合
- (9) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査会が失格であると認めた場合

## **13. その他留意事項**

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、全て応募事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、応募事業者に帰属する。ただし、本プロポーザルに関する報告・説明・公表のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。それ以外の目的で本町は提案者に無断で使用しない。
- (3) 提出書類の返却は行わない。
- (4) 提出期限以後の書類の再提出・追加・差し替えは認めない。
- (5) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の候補者選定のみで使用し、その目的以外には一切使用しない。
- (6) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (7) 応募書類の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第2号）を提出すること。
- (8) 本プロポーザルは最適な事業者を選定するためのものであり、提案内容の履行を保証するものではない。町及び関係者と協議、調整を行い、業務をすすめること。
- (9) 本件に関わる情報公開請求があったときは、北栄町情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- (10) 審査の結果に対する異議申し立ては受け付けない。